

○農業における環境負荷低減事業活動の実施に関する計画等の 認定要領に関する別に定める事項について

〔令和4年（2022年）12月23日農政第1060号〕
農政部長

[沿革] 令和4年（2022年）12月23日農政第1060号制定

農業における環境負荷低減事業活動の実施に関する計画等の認定要領(令和4年(2022年)12月23日付け農政第1059号。以下「認定要領」という。)の10に規定する農政部長が定める事項について、次のとおり定めることとする。

記

北海道における「エコファーマー」の取扱いについて

農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画（令和4年（2022年）12月23日北海道、全道179市町村）の第3章の2の（1）に定める環境負荷低減事業活動のうち、「③ 持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成12年3月24日流通第689号）に基づく生産方式の導入」を行うこととして認定要領3の（1）に基づき認定を受けた農業者は、「エコファーマー」の愛称を使用できることとする。

この事項については、令和5年（2023年）1月4日から適用する。

なお、平成15年に全国環境保全型農業推進会議が制定したエコファーマーマークについて、本道では、平成24年4月以降使用できないので留意すること。

※エコファーマーとは、廃止前の「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）」の認定を受けた農業者の愛称名。

(農政課)